

平成19年12月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成19年12月21日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君 議 事 係 長 目 羅 洋 美 君

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務常任委員長)

議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 特別の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算

(教育民生常任委員長)

議案第64号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について

議案第66号 勝浦市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の制定について

議案第67号 指定管理者の指定について

議案第68号 指定管理者の指定について

議案第69号 指定管理者の指定について

議案第70号 指定管理者の指定について

議案第75号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第76号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

陳情第3号 高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情

陳情第4号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情

(建設経済常任委員長)

議案第71号 指定管理者の指定について

議案第72号 指定管理者の指定について

議案第73号 損害賠償の額の決定について

議案第77号 平成19年度勝浦市水道事業会計補正予算

陳情第5号 日豪EPA/FTA交渉に対する陳情

第2 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第13号 地方財政の拡充および財政健全化法の施行にあたり地方自治の原則堅持を求める意見書について

発議案第14号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書について

発議案第15号 日豪EPA/FTA交渉に関する意見書について

発議案第16号 道路特定財源に関する意見書について

開 議

平成19年12月21日(金) 午後1時00分開議

○議長(末吉定夫君) ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第1、議案・陳情を上程いたします。

議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第74号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安総務常任委員長。

〔総務常任委員長 児安利之君登壇〕

○総務常任委員長（児安利之君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月17日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件は賛成多数で、議案第63号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第74号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算、以上2件は全員賛成で、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程で、議案第61号について、市財政が逼迫し、行財政改革の推進により徹底した経費節減に努めている中、しかも、ごみ処理の有料化を審議しているこの時期に、なぜ議員の期末手当を引き上げるのか等の質疑があったことを申し添えます。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 私はただいまの総務常任委員長の報告のうち、議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第74号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行うものであります。

勝浦市は、行財政改革大綱2005で、長引く経済不況を背景とした市税収入等の歳入が伸び悩む中、本市の財政状況は一層深刻なものとなっているとしながら、事業の民間委託の推進、職員の定数管理、給与の適正化と称する人員削減、各種補助金の一律カットなどが強力に現在進められているところであります。

一方、市民の暮らし向きはどうでしょうか。平成19年度の勝浦市発行の「数字で見る勝浦市の姿」に

もあるように、平成14年度から平成18年度の5年間に市民所得の減少の反映として、市税収入が平成14年度、23億9,000万円から平成18年度、21億900万円と3億円に近い落ち込みとなっているのであります。

また、千葉県の平成19年3月分生活保護速報値によれば、県下36市の生活保護被保護世帯の状況を見ると、勝浦市の保護世帯は136世帯、保護率は8.8パーミルにも及んでおります。この数値は県下の市の中で上位7位の中に入っている状況であります。これらの数字を見れば、勝浦市民が今、暮らしでも、営業でも、本当に厳しい状況に置かれていることがうかがえるのではないのでしょうか。

今回の期末手当支給率アップは、市長4万3,700円、副市長3万5,506円、教育長3万3,321円、議長2万815円、副議長1万9,147円、一般市議1万7,997円となっており、合計すると44万441円に上る増額であります。この額は確かに少額かもしれませんが、しかし、先ほど申しましたように、市民が大変な暮らし向きなのに、一方でごみ収集有料化を提起し、さらなる市民負担を強いながら、その一方で期末手当を増額するということは、額の大小の問題ではなくて、為政者としての政治姿勢が問われる問題であると私は思います。全くそういう点では、今回の提起は理解に苦しむ提案であると言わざるを得ません。

私は、議員報酬のあり方について、そもそも論も含めて妥当性を深めて、その妥当性を求めることを決して否定するものではありませんが、だからといって、今回の市長提案を肯定する理由はどこにもないというふうに思うものであります。自分たちは手当のアップ、市民にはごみ有料化で負担増を強いることに強く反対の意を表するものであります。

議案第74号については、賛意を表すべき障害者、老人、児童などの扶助費を初め、道路橋りょう費など暮らしに欠かすことのできない予算の計上があるものの、その一方で特別職、議員の期末手当の増額分やごみ有料化準備のための予算が計上されており、このことから反対の意を表明し、討論といたします。

〔9番 渡辺玄正君入席〕

○議長（末吉定夫君） ほかに討論はありませんか。忍足邦昭議員。

〔2番 忍足邦昭君登壇〕

○2番（忍足邦昭君） 私は、前段者とはほぼ同様の内容でございますけれども、私なりの観点から、関連がありますので、議案第61号及び議案第62号について、それぞれ反対の立場から討論を行います。

まず、議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえた本市の一般職の職員の給与改定のうち、勤勉手当の年間支給割合を現行の100分の145から100分の150に引き上げることに準じ、議長、副議長及び議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。その内容は、年間支給割合を現行の100分の440から100分の445に引き上げようとするものであります。

ところで、本市の一般職の職員について見てみますと、現行の期末手当の年間支給割合は100分の300、また、同じく勤勉手当の年間支給割合は100分の145であり、この両手当を加えた年間合計支給割合は100分の445となっております。そこで、議員と一般職の職員との年間支給割合を比較して見ますと、期末手当に関しては議員のほうが100分の140ほど上回っており、一般職の職員の現行の年間合計支給割合にほぼ匹敵する状況であります。ちなみに、地方自治法第203条第4項には、条例により議会の議員に対し期末手当を支給することができる」と規定されているところではありますが、勤勉手当を支給できるとは、どこにも規定されていないのであります。そもそも、期末手当とは、現在の給与体系からすれば、国ま

たは地方公共団体から生活給的色彩を持つ給与を受けている職員、例えば、給料を受けて自己及び家族の生計を維持している常勤職員について初めてなじむものであり、純然たる勤務に対する反対給付としてのみの意味を持つ報酬を受けている非常勤職員については、理論的に十分な根拠があるものとは言いがたいので、その額の決定、その他については慎重に考慮を払うべきものであるというのが一般的には言われているところであります。

さらに、今回の一般職の職員の給与改定では、勤勉手当のみが対象となっており、議員の期末手当に反映させる根拠はないものと言わざるを得ません。また、現在、本市の財政状況は逼迫している折、議員報酬及び特別職給料の減額措置がなされている最中であること。そして、一方においては、市民に対して高額な国民健康保険税や水道料金、さらには今後のごみ収集処理手数料の新設等、多大な負担をかけざるを得ない状況であることからしても、たとえ議員1人当たり年間1万7,000～8,000円の増額にすぎないといえども、ここは金額の問題ではなくて、市政に携わる我々議員としての姿勢が大きく問われているものと認識し、今回の期末手当増額改定措置は自粛すべきものと考えます。

以上の理由から、本案には到底、賛意を表することはできないものであります。

次に、議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。本案は、市長及び副市長を対象とする期末手当の改定であり、ただいま申し上げた議案第61号と内容を全く同じくするものであります。そもそも市長及び副市長は、常勤職員とはいえ、行政の最高責任者及び副責任者であり、ここで市民感情を逆なでするような期末手当増額改定措置は自粛すべきものと考えます。したがって、さきに述べたと同様の理由により、本案についても賛意を表することはできないものであります。

最後に、議員各位におかれましては、良識あるご判断を下されることを期待いたしまして、議案第61号及び議案第62号に対する反対討論を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第61号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第63号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第74号 平成19年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第64号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、議案第66号 勝浦市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の制定について、議案第67号 指定管理者の指定について、議案第68号 指定管理者の指定について、議案第69号 指定管理者の指定について、議案第70号 指定管理者の指定について、議案第75号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第76号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第3号 高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情、陳情第4号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情、以上11件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。高橋教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 高橋秀男君登壇〕

○教育民生常任委員長（高橋秀男君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案及び陳情の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月18日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第64号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、議案第66号 勝浦市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の制定について、議案第67号 指定管理者の指定について、議案第68号 指定管理者の指定について、議案第69号 指定管理者の指定について、議案第70号 指定管理者の指定について、議案第75号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第76号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上9件につきまして、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号 高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情につきま

しては、昨年12月議会において千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてを可決したところで、まだ制度が始まっていないこの段階での中止・撤回との願意は認めがたいため、全員反対で不採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情につきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 私は、ただいまの教育民生常任委員長の報告のうち、議案第65号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、議案第66号 勝浦市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

第1に、ごみ減量化対策と言われて提起されておりますが、ごみ減量化は、収集手数料有料化によっては決して解決しないという立場であります。確かに、有料化した当初は一定のごみの減量がありますが、その後、また間もなく漸増してくるのが実態であります。そして、市民の中では、料金を支払えば、お金を出せば、ごみを幾ら出してもいいという意識がどうしても生まれがちとなり、ごみを出すことに痛みを感じなくなる、ごみがふえる、こういう状況が既に有料化している自治体の多くが実証しているところであります。

第2に、今回、市民説明会で市が示したごみの減量化対策について、減量化に関する施策のアからキまでの7項目の施策が有料化の施策に比べて、全体として具体化されておらず、後回しにされている感が否めないわけであります。これでは、出口の有料化のみが先行し、入り口からごみをどう減らしていくかをもっと徹底して市民に説明し、あるいは協力を得、あるいは市民参加のもとにごみ行政を行っていく、そういう市民意識を促していく、そういう施策が欠落していると言わざるを得ないわけであります。

勝浦市は、今回、14から15の分別収集に品目をふやして、プラスチックごみの分別化や、あるいはマイバッグの推奨事業の実施、検討など、その施策を列記しており、その意味では一定評価すべきところではあります。しかし、今のままでは有料化だけが先行し、他の施策が後回しになっている、そういう状況のもとでは、結局、ごみの減量化対策とは言っておるけれども、それは言うばかりで、その実、財政補てんが最大の目的、こう言わざるを得ないわけであります。

有料化の前に、本当に減量化に有効な諸施策の徹底した展開を強く要求して、討論を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第64号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定についてを

採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第65号 勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、議案第66号 勝浦市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の制定について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第65号及び議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第67号 指定管理者の指定について、議案第68号 指定管理者の指定について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第67号及び議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第69号 指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第70号 指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第75号 平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第76号 平成19年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、陳情第3号 高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、陳情についてを採決いたします。本件は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（末吉定夫君） 挙手全少数あります。よって、陳情第3号は不採択と決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、陳情第4号 介護保険療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、陳情第4号は採択と決しました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第71号 指定管理者の指定について、議案第72号 指定管理者の指定について、議案第73号 損害賠償の額の決定について、議案第77号 平成19年度勝浦市水道事業会計補正予算、陳情第5号 日豪EPA/FTA交渉に対する陳情、以上5件を一括議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。黒川建設経済常任委員長。

〔建設経済常任委員長 黒川民雄君登壇〕

○建設経済常任委員長（黒川民雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案及び陳情の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月19日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第71号 指定管理者の指定について、議案第72号 指定管理者の指定について、議案第73号 損害賠償の額の決定について、議案第77号 平成19年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上4件につきまして、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5号 日豪EPA/FTA交渉に対する陳情につきましては、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第71号 指定管理者の指定について、議案第72号 指定管理者の指定について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第71号及び議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第73号 損害賠償の額の決定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第77号 平成19年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、陳情第5号 日豪EPA／FTA交渉に対する陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、陳情第5号は採択と決しました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（末吉定夫君） 市長より諮問の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

[職員朗読]

○議長（末吉定夫君） ただいま朗読いたしました諮問は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、諮問を上程いたします。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。職員に諮問を朗読させます。目羅係長。

[職員朗読]

○議長（末吉定夫君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

[市長 藤平輝夫君登壇]

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、塩谷恵理子君を委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めようとするものであります。

塩谷恵理子君の経歴を申し上げますと、昭和48年3月、千葉敬愛短期大学初等教育科を卒業後、昭和48年4月から千葉市仁戸名幼稚園に勤務しておりましたが、婚姻により同幼稚園を昭和53年3月退職、その後、有限会社ヤマザキデイリーストア勝浦興津店勤務を経て、現在、看護補助業務に携わっております。この間、青少年相談員、明るい県民づくり推進委員、民生委員、主任児童委員等を歴任されております。

その人格と識見は人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号は、正規の手続を省略の上、直ちに採

決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、諮問第3号は原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第13号 地方財政の拡充および財政健全化法の施行にあたり地方自治の原則堅持を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） ただいま議題となりました発議案第13号 地方財政の拡充および財政健全化法の施行にあたり地方自治の原則堅持を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

政府は、地方分権を名目にした三位一体の改革によって地方財政を6.8兆円も縮小しました。しかも、自治体には過去の経済対策による公共事業の地方債償還が重くのしかかり、平成18年度決算を見ると、とりわけ地方自治体の財政状況が悪化し、住民福祉の増進を安定的に進める上で重大な困難をもたらしております。地方間格差を是正し、地方切り捨ての構造改革政治を抜本的に見直すことを求める声が国民の間に広がってきております。

ところが、今般成立した財政健全化法に基づいて制定される政省令や運用いかんによっては、国が直接地方自治体を管理下に置いて、住民サービスの削減、住民負担の強化、自治体職員の削減と労働条件引き下げを強要する早期健全化団体、財政再生団体を続出させ、地方自治を破壊し、住民の暮らし、権利を守る自治体の責任を解体させるおそれがあります。しかも、新たに自治体破綻法制が導入されると、財政力が脆弱な自治体は低利の資金調達ができず、金融機関やファンドが自治体を管理することも危惧されます。

真の地方分権を確立する自治体財政を確保するとともに、財政健全化法の施行に当たっては、地方自治原則を堅持するため、次の事項の速やかな実現を強く求めるところであります。

1、三位一体の改革において、国の財政再建を優先させた結果、地方財政を圧縮させ、今日の地方財政危機をもたらしていることを踏まえ、安定的税源の自治体への移譲、財政保障機能と財政調整機能を保障した地方交付税の確保等により、地方財政を抜本的に拡充すること。

2、財政健全化の施行（政省令の制定及び運用）に当たっては、自治体関係者の意見を尊重すること。自治体の自主性を重んじ、自治体の財政運営に対する国の関与を減らすこと。早期健全化・財政再生自

治体にあっても、住民自治及び住民の基本的人権を保障する措置を講じること。

3、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）に基づく早期健全化、財政再生対象の指標を定めるに当たっては、次のことを考慮すること。

（1）住民の暮らしに係る企業会計や特別会計のうち、事業の性質上、不採算となり、やむを得ず生じる赤字を考慮した基準であること。

（2）起債の償還を健全に進めることや、必要な投資を不当に抑圧しない基準であること。

（3）将来負担比率については、職員全員が退職した場合の退職手当の全額を算入するなど、不当・過大な基準で行わず、実態に即したものとすること。

（4）地方債を自由化し、地方債発行に対する国の保障制度をなくし、国の役割を債務調整などに後退させることは、とりわけ財政力の脆弱な自治体にとっては住民福祉の増進という自治体の責務を果たせなくなるため、自治体の財源確保に対する国の保障制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第13号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第13号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第13号 地方財政の拡充及び財政健全化法の施行にあたり地方自治の原則堅持を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって発議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、発議案第14号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。高橋秀男議員。

〔11番 高橋秀男君登壇〕

○11番（高橋秀男君） ただいま議題となりました発議案第14号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年6月の医療制度改革関連法の成立により、平成24年3月末まで12万床の介護療養病床の廃止と、現在23万床ある医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟を除く）を15万床に削減することが決定されました。

介護療養病床の廃止・医療療養病床の大幅削減は唐突に出されたもので、医療や介護の現場を全く無視したものです。現在、特別養護老人ホームの待機者数は全国で30万人以上と推計されています。

昨年、厚生労働省がまとめた都道府県の療養病床アンケート調査では、日中、夜間とも自宅では介護できる人がいないとの回答が、医療療養病床54.3%、介護療養病床61.3%にも上っています。

また、同調査では、医療療養病床における医療区分1のうち、最低でも59.7%の患者が都道府県が例示した医療処置を実施しており、介護療養病床における医療区分1のうち、最低でも58.4%が都道府県が例示した医療処置を実施していることが判明しています。療養病床の転換先として、介護老人保健施設や特定施設などを示していますが、こうした施設では介護療養型や医療療養病床のように、必要な医療が提供できません。このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が大幅に削減されれば、どこにも行き場のない、いわゆる医療難民、介護難民が各地であふれることは明らかです。

国民がいつでも、どこでも、安心して必要な入院医療を受けられるよう、次の点に配慮した抜本的見直しを行うよう強く要望します。

- 1、介護療養病床廃止・医療療養病床大幅削減計画を中止すること。
 - 2、地域住民が安心して暮らせるように、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第14号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第14号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第14号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、発議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、発議案第15号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書について、発議案第16号 道路特定財源に関する意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。目録係長。

〔職員朗読〕

○議長（末吉定夫君） 発議者から提案理由の説明を求めます。黒川民雄議員。

〔17番 黒川民雄君登壇〕

○17番（黒川民雄君） ただいま議題となりました発議案第15号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書について、発議案第16号 道路特定財源に関する意見書について、以上2件について提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第15号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書について申し上げます。4月から開始された日豪EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）交渉に対し、オーストラリア政府は、農産物も含む関税撤廃を強く主張すると見られております。オーストラリア政府の要求どおり農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも牛肉、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円の打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2兆ないし3兆円規模になるとされております。また、食料自給は30%台に低下するなど、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったオーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、安易に依存することは世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安定保障を危うくする結果を招きかねません。

よって、国において日豪EPA/FTA交渉に当たっては、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望します。

1、日豪EPA/FTA交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目について、関税撤廃の対象から除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は交渉を中断すること。

2、農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安定保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること。

次に、発議案第16号 道路特定財源に関する意見書について申し上げます。道路は、住民の日常生活ばかりでなく、観光客の来訪や地域経済、社会活動における人、物、情報の移動を支える最も重要な社会基盤であり、高齢化や少子化が急速に進展し、人口減少社会の到来が現実化しつつある中では、安全で安心できる暮らしのためにバリアフリー化や交通安全対策、防災対策などの道路整備も緊急の課題となっております。

さらに、地元の農林水産物を中心とした地場産業の振興や豊かな環境資源を生かす観光振興のために、県内ばかりでなく全国各地との交流を促進する高速道路などの整備や観光シーズンにおける渋滞対策も重要であります。

また、首都圏の3環状道路が有効に活用され、移動範囲がより広域的となる高速道路の通行料金の値下げの取り組みは、地域づくり、まちづくりにさまざまな波及効果が期待されるところであります。

一方、高度成長時代以降整備された膨大な既存の道路が更新時期となりつつあり、その適切で計画的な維持管理も大きな課題となっており、特に老朽橋りょうに関しては、調査体制からの取り組みも必要となっております。

このように、まだまだ十分となっていない道路の実情の中で、去る10月13日に国土交通省から中期計画が示されましたが、今後とも地方が真に必要な道路整備を確実に推進できるよう、次の事項について強く要望いたします。

1、道路の中期計画における真に必要な道路の整備や維持管理のための事業量を確保するために、道路特定財源をその制度趣旨に沿って一般財源化することなく、すべて道路整備と関連する道路施策に活用すること。

2、地方公共団体が必要とする道路整備が計画的に推進できるよう、平成20年度以降も道路特定財源諸税の暫定税率を延長するとともに、地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第15号及び発議案第16号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第15号及び発議案第16号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第15号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、発議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（末吉定夫君） 次に、発議案第16号 道路特定財源に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、発議案第16号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。
これをもって平成19年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後2時04分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第61号～議案第77号、陳情第3号～陳情第5号の総括審議
1. 諮問第3号の総括審議
1. 発議案第13号～発議案第16号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員